

# 労働保険事務組合 事務処理規程の一部改正

奥州商工会議所

奥州商工会議所労働保険事務組合事務処理規程の一部改正について

1. 第1条（目的）、第3条（委託事務の手続）、第5条（特別加入からの脱退手続）、第6条（賃金総額等の報告）、第8条（被保険者の異動等に関する報告）、第9条（離職証明書に関する報告）、第11条（納入告知を受けた場合の事務）、第12条（督促を受けた場合の事務）、第15条（労働保険料等の納付責任）、第16条（追徴金納付責任）、第21条（労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入・支出）の一部改正について

【変更理由】

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部改正、並びに岩手労働局による労働保険事務組合事務処理規程の改正が行われたため。

(注) アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
<p>第1条（目的）</p> <p>この規約は、奥州商工会議所の定款第7条第1項第18号の規定により、奥州商工会議所が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として本会議所会員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）、本事務組合に労働保険事務等を委託した本会議所会員（以下「委託組合員」という。）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）<u>第27条</u>の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という。）の責任を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>この規約は、奥州商工会議所の定款第7条第1項第18号の規定により、奥州商工会議所が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として本会議所会員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本労働保険事務組合（以下「本事務組合」という。）、本事務組合に労働保険事務等を委託した本会議所会員（以下「委託組合員」という。）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）<u>第4章の2</u>の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という。）の責任を定めることを目的とする。</p>
<p>第3条（委託事務の手続）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（<u>省令様式第18号</u>）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。</p>	<p>第3条（委託事務の手続）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（<u>様式第16号（第68条関係）・様式第4号（第2条の7関係）</u>）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。</p>

<p>4 労災保険法第28条第1項又は第30条第1項の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。</p> <p>第5条 (特別加入からの脱退手続) 特別組合員が、<u>労災保険法第27条第1号及び第2号又は第3号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者</u>としないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。</p> <p>第6条 (賃金総額等の報告) 1 (省略) 2 本事務組合が、岩手労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び岩手労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿 (省令様式第19号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p>第8条 (被保険者の異動等に関する報告) 1～2 (省略) 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (省令様式第20号)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。</p>	<p>員に交付するものとする。</p> <p>4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。</p> <p>第5条 (特別加入からの脱退手続) 特別組合員が、<u>労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者</u>としないことを希望する場合、<u>同法第35条第3項の規定により同法第33条第3号又は第5号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は同法第36条第2項の規定により準用する同法第34条第2項の規定により同法第33条第6号又は第7号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者</u>としないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。</p> <p>第6条 (賃金総額等の報告) 1 (省略) 2 本事務組合が、岩手労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び岩手労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿 (様式第17号 (第68条関係)・様式第5号 (第2条の7関係))」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。</p> <p>第8条 (被保険者の異動等に関する報告) 1～2 (省略) 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 (様式第18号) (第68条関係)」(以下「事務等処理簿」という。)に所定の事項を記載するものとする。</p>
--	--

4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該委託組合員の確認印を徴するものとする。

5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第4項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

#### 第9条（離職証明書に関する報告）

1～3（省略）

4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、本事務組合担当者の認印を押印するものとする。

5（省略）

#### 第11条（納入告知を受けた場合の事務）

本事務組合は、委託組合員が法施行規則第38条第5項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知に係る事項を記載するとともにその納入通知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。

2（省略）

#### 第12条（督促を受けた場合の事務）

本事務組合は、委託組合員について法第26条第1項の督促状を受けたときは「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿にその年月日を記載し、当該委託組合員の氏名を記入させるものとする。

5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第12条第1項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

#### 第9条（離職証明書に関する報告）

1～3（省略）

4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿にその交付した年月日を記載するものとする。

5（省略）

#### 第11条（納入告知を受けた場合の事務）

本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知に係る事項を記載するとともにその納入通知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。

2（省略）

#### 第12条（督促を受けた場合の事務）

本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

<p>2 (省略)</p> <p>第15条 (労働保険料等の納付責任)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 法第21条第1項又は第27条第1項の規定によって、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第17条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する追徴金の納付の責を負うものとする。</p> <p>第16条 (追徴金納付責任)</p> <p>本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。</p> <p>(1) 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を超過し、政府により<u>法第19条第4項</u>に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第21条 (労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入・支出)</p> <p>労働保険事務組合労働保険料特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、<u>法第19条第6項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。</u></p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>第15条 (労働保険料等の納付責任)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 法第21条第1項若しくは第28条第1項又は<u>石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき</u>政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第17条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する追徴金の納付の責を負うものとする。</p> <p>第16条 (追徴金納付責任)</p> <p>本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。</p> <p>(1) 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を超過し、政府により<u>法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項</u>に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第21条 (労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入・支出)</p> <p>労働保険事務組合労働保険料特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、<u>法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく</u>政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。</p> <p>2～4 (省略)</p>
--	--

附 則

1. この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

# 育児・介護休業等規程の 一部改正

変更の事由を記載した書面

1. 育児・介護休業等規程第2条（育児休業の対象者）第2項、第6条（介護休業の対象者）第3項の一部改正。

第10条（子の看護休暇）、第11条（介護休暇）、第12条（育児・介護のための所定外労働の制限）、第19条（円滑な取得および職場復帰支援）、第22条（育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止）、第23条（法令との関係）の新設。

【変更理由】

育児・介護休業法改正への対応のため。

(注) アンダーラインは変更部分

旧条文	新条文
<p>第2条（育児休業の対象者）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。</p> <p>（1）日々雇用される者及び期間契約職員</p> <p>（2）～（3）（省略）</p> <p>第6条（介護休業の対象者）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の職員は介護休業をすることができない。</p> <p>（1）日々雇用される者及び期間契約職員</p> <p>（2）（省略）</p>	<p>第2条（育児休業の対象者）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の職員は育児休業をすることができない。</p> <p>（1）日々雇用される者及び期間契約職員のうち、<u>申出時点において、子が1歳6か月（第5条第4項の申出にあつては2歳）に達する日までにその労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者。</u></p> <p>（2）～（3）（省略）</p> <p>第6条（介護休業の対象者）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の職員は介護休業をすることができない。</p> <p>（1）日々雇用される者及び期間契約職員のうち、<u>申出時点において、介護休業を開始しようとする日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者。</u></p> <p>（2）（省略）</p> <p><u>第10条（新設）</u></p> <p><u>第11条（新設）</u></p> <p><u>第12条（新設）</u></p> <p><u>第19条（新設）</u></p> <p><u>第22条（新設）</u></p> <p><u>第23条（新設）</u></p> <p>※新設の条文は別紙に記載</p>

## 新設条文

### (子の看護休暇)

第10条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次のいずれかに該当する職員は子の看護休暇を取得することができない。

(1) 日々雇用される者及び期間契約職員

(2) 採用1年未満の職員

3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書兼取扱通知書を事前に会頭に提出しなければならない。

### (介護休暇)

第11条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

2 第1項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次のいずれかに該当する職員は介護休暇を取得することができない。

(1) 日々雇用される者及び期間契約職員

(2) 採用後1年未満の職員

3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書兼取扱通知書を事前に会頭に提出しなければならない。

### (育児・介護のための所定外労働の制限)

第12条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するためまたは、要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 第1項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次のいずれかに該当する職員は所定外労働の制限を請求することができない。

(1) 日々雇用される者及び期間契約職員

(2) 採用後1年未満の職員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書兼取扱通知書を会頭に提出するものとする。この場合において、制限期間は、本規則第13条3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。



- 4 会頭は、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書兼取扱通知書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に会頭に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子の死亡等により申出者が子を養育しないこととなった場合または、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会頭にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
  - (1) 子または家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなった場合  
当該事由が発生した日
  - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合  
当該3歳に達した日
  - (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まった場合  
産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 7(1)(2)の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、会頭にその旨を通知しなければならない。

(円滑な取得および職場復帰支援)

第19条 会議所は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産等したことまたは本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、以下(1)の措置を実施する。また、育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、(2)の措置を実施する。

- (1) 当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱いなど）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。
- (2) 育児休業に関する相談体制を整備する。

(育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止)

第22条 すべての職員は第2章～第9章の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、会頭は厳正に対処する。

(法令との関係)

第23条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働および深夜業の制限ならびに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1. 本改正規程は令和4年4月1日から施行する。